

先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減設備補助事業実施要領

（目的）

第 1 条 この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け環廃産発第 031001006 号、環地温発第 031001002 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 7 項、第 29 条第 9 項の規定に基づき、同条第 1 項第 3 号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

（排出削減対策の実施）

第 2 条 事業に係る補助事業者（以下「事業者」という。）は、事業により整備した設備を活用しつつ、平成 25 年度において対象工場・事業場からの排出削減対策を実施するものとする。

（排出量の検証に当たっての検証機関への協力）

第 3 条 事業者は、基準年度排出量及び平成 25 年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量の検証を受けるに当たっては、検証を円滑に行うため、検証に必要な資料及び情報の提供等検証機関に協力しなければならない。

（その他の細則）

第 4 条 事業者は、要綱及びこの実施要領のほか、環境省が別途定める「A S S E T 実施ルール」（以下「実施ルール」という。）に従わなければならない。なお、排出量の算定・検証、排出枠の交付量、事業者が常時保有すべき排出枠の量等の詳細についても、実施ルールによるものとする。

附 則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。